3月27日付毎日新聞1面に、『「電気事業連合会」が昨年1月、原発事故の防災対策強化の方針を打ち出した内閣府原子力安全委員会に反対する文書を送っていた』とありますが、電気事業連合会としては、国際的な基準を我が国に導入することは、国際条約の履行と緊急時対応の更なる改善という面で望ましいものであり、これに必要な協力をさせていただく考えであることを文書にて原子力安全委員会にご説明しており、「反対する文書を送った」という事実はありません。

電気事業連合会としては、平成23年1月13日と2月3日に防災指針改訂に伴い想定される影響等について原子力安全委員会に提出しておりますが、これは、平成22年10月に原子力安全委員会から電気事業連合会に対して、防災指針に国際的な緊急時対応基準を導入していきたいとの説明があり、その後の打ち合わせにおいて、原子力安全委員会から指針改訂に必要なデータ提供などの依頼があったことから、国際的な基準を我が国に導入していくべきという立場として、導入に伴い考えられる影響等をまとめて回答したものであります。

なお、記事中に「文書を送った」とありますが、実際には、打ち合わせにおける説明資料という位置づけであり、一方的に原子力安全委員会に送付したものではありません。

< 防災指針の改訂に関する原子力安全委員会とのやりとり > 平成 22 年 10 月 4 日

原子力安全委員会事務局(管理環境課)より、電事連に以下の打診があった。

- ・防災指針へIAEA指針を取り込むため、関係機関と検討を実施してきた。 原安委事務局としては、平成23年4月から指針改訂の検討を進める。
- ・検討にあたり、電事連に協力をお願いする必要があることから、検討状況と 協力項目についての説明のため打ち合わせを実施したい。

## 平成 22 年 10 月 12 日

打ち合わせにおいて、原安委事務局より以下の項目を含む要請があった。また、この打合せにおいては、UPZ 導入については、自治体への説明が重要なポイントであり、十分な説明が必要であるとの議論を行った。

大気拡散計算用の気象データ等の提供

PAZ 導入に必要な EAL として原災法 15 条の基準以外に追加すべき事象の 有無

## 平成 22 年 12 月 3 日

10 月 12 日の要請に対して以下のとおり協力する旨を回答するとともに、電事連の検討状況を報告。原安委事務局からは、防災指針改訂の検討に先立ち、平成 23 年 3 月頃に主要な自治体へ PAZ 導入に関し説明を予定しているとの説明があった。

大気拡散計算用の気象データ等については、最新データを提出する。 EAL の導入については、事前の十分な検討が必要であり、引き続き検討する。

## 平成 23 年 1 月 13 日

電事連は、原安委事務局から依頼のあった回答として、防災指針改訂にあたり、改訂内容に関する認識の共有化を図るべき事項(技術的に明確にすべき事項)と、指針見直し(国際基準導入)に伴い推定される自治体への影響について説明した。

## 平成 23 年 2 月 3 日

電事連が、1月に提出した資料について、原安委事務局からの依頼に基づき、 発電所から1~3km 内の市町村や推定人口等を追加した資料と、考えられ る自治体への影響(1月13日の打合せで例示されたもの)を追加して提出 した。

以上